

「食の展示会2026（北九州市ブース）出展」業務委託
公募型企画提案コンペ 実施要領

1 企画コンペの概要

- (1) 業務名
「食の展示会2026（北九州市ブース）出展」業務委託
- (2) 契約の期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 事業予算（契約期間内の委託料の総額）
3,050千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。税率は10%）
※見積金額が予算額を超える場合は失格とする。
- (4) 発注者
北九州市
- (5) 業務内容
別紙仕様書のとおり
- (6) 選定方法
公募型企画提案書一式による書面審査

2 コンペの参加条件等

- (1) 参加資格
 - コンペに参加する事業者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、次に掲げる条項を全て満たさなければならないものとする。
 - ア 期日までに参加意向書を提出したものであること。
提出期限：令和8年6月30日（火）17時
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 「北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）」第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
 - エ 北九州市から指名停止を受けている期間でないこと。
 - オ 北九州市の市税を滞納していないこと。
 - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。ただし、更生計画許可決定又は再生計画許可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - キ 北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (2) 費用条件
採用・不採用にかかわらず、コンペに要する全ての費用は、各参加事業者の負担とする。
- (3) 必要書類の提出
指定した必要書類（下記5～7を参照）を期限内に提出すること。なお、提出後は、修正・差替え・再提出を不可とする。また提出物は返却しない。

(4) 契約・公表

契約締結後、必要に応じて委託事業社名や契約金額を公表する。

3 スケジュール

令和8年6月 2日 (火)	公募開始
令和8年6月12日 (金) 17:00	質問票の提出期限
令和8年6月17日 (水) 13:00	質問回答
令和8年6月30日 (火) 17:00	参加意向書提出期限
令和8年7月10日 (金) 17:00	企画提案書提出期限
令和8年7月14日 (火) ~16日 (木)	審査会 (書類審査)
令和8年7月22日 (水) 予定	委託業者決定

4 説明会

企画提案書の作成について、説明会は開催しない。

5 質問書の提出 (任意)

令和8年6月12日 (金) 17時まで、「13 問い合わせ先」へ電子メールにて質疑 (様式1) を受け付ける。質疑への回答については、令和8年6月17日 (水) 13時までに北九州市ホームページに回答する。

【質問回答掲載 URL】

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/27200262.html>

6 参加意向書の提出 (必須)

本企画提案への参加意思がある場合は、次により提出するものとする。

(1) 提出様式

- ・企画コンペ参加意向書 (様式2)
- ・応募団体の概要 (既存のパンフレット等。電子メール本文にホームページの URL の貼り付けでも可。)

(2) 提出期限等

令和8年6月30日 (火) 17時 までに、「13 問い合わせ先」へ電子メールにて提出すること。

提出の際は、ファイル名を「貴社名_参加意向書」とすること。

7 企画提案書の提出 (必須)

(1) 必要書類 (A4版横書き (A3折込可)) 各6部

うち3部 (審査員分) については提出資料から社名を削除・黒塗り等で隠すこと。

ア 委託業務提案企画書 (様式任意)

別添「仕様書」を確認のこと。

<記載内容>

- ・北九州市ブース出展事業者の商談が円滑に行われ、また、成約の可能性を高めるような支援・指導を行う内容とすること。

① 団体の概要

② 業務企画提案について

- ③ スケジュール・人員体制について
- ④ 令和5年度及び令和6年度において受託した本業務に類似した業務の実績（国、県、市など）
- ⑤ その他 特にアピールしたいこと、特徴的な業務内容があれば記載すること

- イ 業務実施スケジュール（様式任意）
- ウ 見積書（消費税等を含む）（様式任意）

【委託予定金額】

委託上限金額 3,050千円（消費税及び地方消費税を含む）
 提示した上限金額以下での企画書の作成を行うこと。
 ※見積金額が予算を超える場合は失格とする。

(2) 提出期限等

令和8年7月10日（金）17時までに、北九州市産業経済局サービス産業政策課へ持参または郵送（必着）で提出すること。
 なお、北九州市産業経済局サービス産業政策課へ持参する場合は、事前の電話連絡を行うこと。

8 審査

(1) 審査方法

提出された提案書による選定会（書面審査）において、最も評価点の高いものを委託事業者として選定する。
日時：令和8年7月14日（火）～16日（木）予定

(2) 審査項目

評価項目	評価の着目点	配点
企画について	①北九州市ブースへの出展者が円滑に商談を行うことができる企画内容か。	① 20
実施体制及びスケジュールについて	①事業責任者は、食展示会に関する知識・経験等は豊富であるか。 ②実施体制やスケジュールは適切であるか。	① 25 ② 15
実績	①過去に本委託業務と同種の業務実績を有しており、本提案内容の実施に信頼がおけるか。	① 20
見積金額	①費用対効果の観点から十分なものであるか。	① 20
合計点数		100

(3) 審査結果の通知

令和8年7月22日（水）までに採用・不採用の結果を通知する。
 なお、審査の経過や審査内容、1位以外の事業者の順位及び評価、他者の企画内容、見積額に関する問い合わせには応じない。

9 審査結果の公表

契約締結後、北九州市ホームページに委託事業者や契約金額を公表する。

10 契約等

- (1) 業務委託候補者に選定された者は、委託契約締結に向け、市と事業内容の詳細について協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
なお、協議を行う際、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2) 業務委託候補者に選定された者と協議が整わない場合は、次点者と順次協議を行い、新たな業務委託候補者を決定のうえ、その者と協議が整った場合は、契約を締結する。
- (3) 契約締結後の再委託は原則として認めない。
- (4) 契約保証金は契約額の100分の5の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (5) 企画提案をした者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は北九州市から委託契約等に係る指名停止を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則等の関係規定の定めに従い処理する。

11 欠格事項等

次の各号の一つに該当する場合、提案は無効とする。

- (1) 本要領に定める書類等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本要領に定める書類等の作成様式及び記入要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 本要領に定める書類等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 本要領に定める書類等に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者に審査会に対する援助を直接的、間接に求めた場合。

12 その他

企画コンペ実施にあたり、全参加事業者に次の資料を提供する。

- (1) 委託仕様書
- (2) 質問書
- (3) 参加意向書

13 問い合わせ先・提出先

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課 武藤・花村

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

TEL: 093-582-2050 FAX: 093-591-2566

e-mail: san-service@city.kitakyushu.lg.jp